

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

可児市長 富田 成輝

市町村名 (市町村コード)	可児市 (212148)
地域名 (地域内農業集落名)	大森地区 (杉本・皿屋敷・山崎・中組・吹ケ洞・辻洞)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は全体的に、法人及び個人の担い手や土地所有者等の個人農業者による耕作が続いている地区ではあるが、個人農業者の高齢化や後継者不足、農業機械の更新が簡単ではないこと等による離農の可能性がある、遊休農地の更なる増加が今後懸念される。

・耕作者が多数いる地域であるため、それぞれのほ場が分散している場合が多く、集積や集約はあまり進んでいない。そのため、土地所有者等の営農意向を確認しながら、担い手への農地の集積・集約をしていくことが課題である。

【地域の基礎的データ】(主要な担い手)

農業者:1人、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体

主な作物:水稻、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現状の担い手の借受意向を随時確認しながら、当該地区における農地集約を進めていく。また、担い手への農地の集約化に配慮しながら、地域内外から新たに農地を有効活用する者を確保するよう努める。

・地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域A地域(一部条件不利農地を除く)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

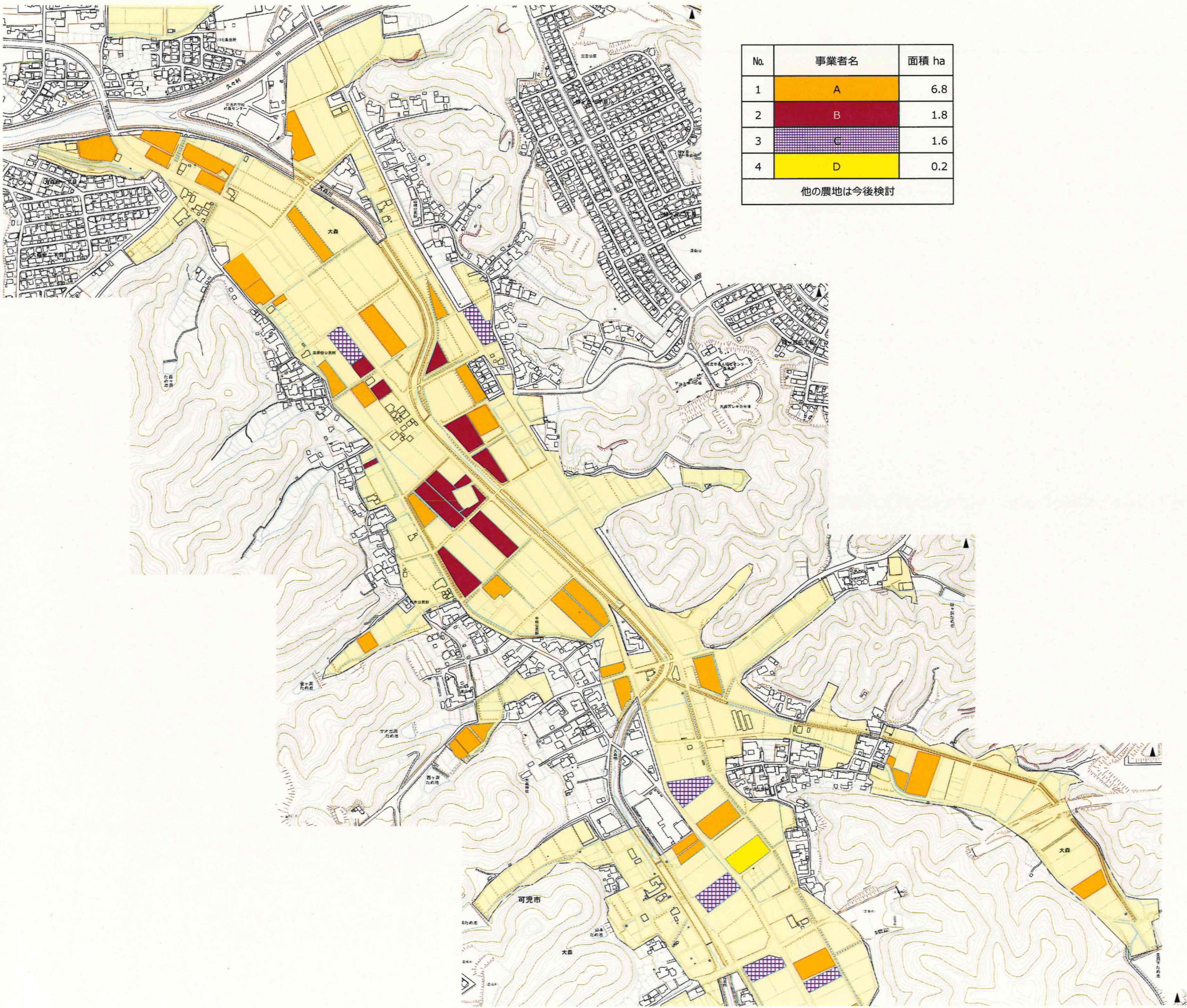
(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手の借受意向を確認しながら、農地の集約及び集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手への農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を主とし、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
-
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、市農業委員会及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目がないよう取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--



No.	事業者名	面積 ha
1	A	6.8
2	B	1.8
3	C	1.6
4	D	0.2
他の農地は今後検討		

